

平成30年度包括外部監査結果に関する
措 置 状 況 報 告 書

監査内容：「特別会計の財務事務の執行について」

令和元年11月

公表監第5号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告書（「特別会計の財務事務の執行について」）における指摘及び改善要望事項に対して、西宮市長より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法第252条の38第6項の規定により通知に係る事項を公表します。

令和元年11月15日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	大原智
同	菅野雅一

措置の内容 別紙のとおり

目 次

1. 特別会計全般に関する事項	1
(1) 特別会計の廃止の検討の必要性	1
(2) 繰越金の取扱いについて	2
(3) 基金の取扱いについて	4
(4) 特別会計に計上する人件費の範囲について	6
(5) 委託業務について	9
(6) 滞納者に対する督促・徴収業務に係る情報の連携化について	10
(7) 決算関係書の保存年限について	12
2. 各特別会計に関する事項	14
(1) 国民健康保険特別会計	14
(2) 食肉センター特別会計	15
① 食肉センター事業の運営について	15
② 固定資産の管理について	17
(3) 農業共済事業特別会計	18
(4) 区画整理清算費特別会計	19
(5) 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	20
① 財政全般	20
② 会員数の増加	21
③ 県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否	22
(6) 集合支払費特別会計	23
(7) 市街地整備事業特別会計	24
① 特別会計経理を行うことについての是非	24
(8) 介護保険特別会計	25

① 一般会計からの繰入額に関して	25
② 委託契約について	26
(9) 後期高齢者医療事業	27
(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	28

※指摘事項又は意見欄に記載されている局名は当該監査が実施されたときの名称です。

1. 特別会計全般に関する事項

(1) 特別会計の廃止の検討の必要性

1 (指摘事項及び意見)

報告書 93頁

【指摘事項－1】 西宮市では、現時点で廃止の検討を行うべき特別会計（集合支払費、市街地整備事業）、将来において廃止の検討を行うべき特別会計（農業共済事業、区画整理清算費）が存在する。

【意見－1】 特別会計の廃止は、担当課において検討可能な領域ではないものと考えられる。適切な部課において検討されるべきである。
(政策局、総務局、産業文化局、都市局)

(講じた措置)

【政策局】

特別会計の廃止については、関係各課と協議の上、検討を進めてまいります。

【総務局】

集合支払費特別会計の廃止については、他市の会計手法を調査し、財政課、庁舎管理課、会計課にて協議を行っております。

【産業文化局】

近年、異常気象や大規模災害が多発する中、兵庫県において、農業共済事業を安定的に行っていくための組織体制のあり方について調査・研究を重ねてきた結果、今後の状況変化に対応し、農業者サービスの提供を維持していくためには、兵庫県全域を対象とする1組合化が最も適切であるとの結論に達し、平成29年に「兵庫県農業共済組合(仮称)設立推進協議会」が立ち上げられました。

その後、1組合化の具体的な姿について協議・検討が進められた結果、令和2年度を目標年次とした「兵庫県農業共済組合設立に関する覚書」が平成31年4月22日に締結され、これにより、特別会計（農業共済事業）は令和元年度をもって廃止し、令和2年度より兵庫県農業共済組合が事業を引き継ぐ方針を確認しました。

【都市局】

市街地整備事業特別会計及び区画整理清算費特別会計については、今後使用する見込みがないため、平成30年度末をもって廃止いたしました。

(2) 繰越金の取扱いについて

2 (指摘事項及び意見)

報告書 95 頁

【指摘事項－2】 西宮市の特別会計に計上されている繰越金は、平成 29 年度末現在 12 億円であり、平成 20 年度末と比較すると 10 億円増加している。

【意見－2】 西宮市では、繰越金の具体的な処理方針が明確に示されていない。特別会計の繰越金のうち活用できる余地のある部分については、各事業の将来計画等を見据えた上で、将来どのように活用すべきかについての検討が必要である。

(市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局)

(講じた措置)

【市民局】

国民健康保険特別会計においては、地方自治法第 233 条の 2 及び西宮市国民健康保険財政安定化基金条例第 2 条第 1 号の規定により、会計年度において決算上剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入し、そのうち 2 分の 1 を下らない金額を西宮市国民健康保険財政安定化基金に積み立てております。

また、同条例第 4 条において、(1)西宮市特別会計国民健康保険の財源の不足額に充てるとき、(2)保険料率の上昇を抑制するための費用に充てるとき、(3)保健事業に要する経費に充てるときに当該基金を処分できると規定しており、一定の方針をもって運用しております。

後期高齢者医療事業特別会計の繰越金については、出納閉鎖期間中に収納した保険料や補助金精算に伴う返還金等であり、翌年度の使途が明確に決まっているため、繰越金の活用できる余地はありません。

【産業文化局】

食肉センター特別会計の繰越金については、施設利用業者による施設使用料等の滞納が発生した時に充てる補てん金として計上しているところですが、実績として近年滞納が発生しておらず、仮に滞納が発生したとしても、会計上で対応ができることから、繰越金の計上を撤廃する方向で検討してまいります。

中小企業勤労者福祉共済事業特別会計の繰越金については、「短時間従業員勤続慰労金」や「永年勤続慰労金」、「退職慰労金」、地震等の災害が発生した場合の「災害見舞

金」の給付財源として確保するため、全額基金への積み立てを行っており、当面はこれを継続していく方針ですが、より効果的な活用方法についても、将来計画を見据えた上で今後も検討してまいります。

【健康福祉局】

介護保険特別会計の繰越金は、国庫負担金等の返還分及び保険料未還付金については返還し、保険料剰余金等については西宮市介護保険準備基金に積み立てております。

【こども支援局】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条第3項において、「都道府県は、毎年度の特別会計の決算上剰余金を生じたときは、これを当該年度の翌年度の特別会計の歳入に繰り入れなければならない。」と規定されており、これに準じた処理を行っております。

また、必要とすべき対象者にいつでも貸付けが行えるよう、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の繰越金を、貸付の資金源として確保しておく必要があります。

(3) 基金の取扱いについて

3 (指摘事項及び意見)

報告書 97 頁

【指摘事項－3】 平成 29 年度末現在の特別会計の基金残高は、西宮市国民健康保険財政安定化基金が 2,771,362 千円、西宮市農業共済事業基金が 12,526 千円、西宮市中小企業勤労者福祉共済基金が 80,663 千円、西宮市介護給付費準備基金が 2,950,726 千円となっている。

【意見－3】 特別会計の基金の積み立て及び処分は、要件が限定的に定められているが、その結果としての平成 29 年度末現在の基金残高が、適切な額と言えるのかどうかについては、十分な審議が行われていないのではないかと考えられる。各基金の設置目的、特別会計の事業の将来構想に照らして、将来の基金のあり方に関する検討を行う必要がある。

(市民局、産業文化局、健康福祉局)

(講じた措置)

【市民局】

西宮市国民健康保険財政安定化基金の積み立て及び処分については、西宮市国民健康保険財政安定化基金条例第 3 条及び第 4 条に規定しており、これに基づき当該基金を運用しております。平成 29 年度末現在において当該基金は 2,771,362 千円の残高がありますが、基金残高が適切であるかは状況により変動するものと考えております。

基金残高の適否については、毎年度行う保険料率決定の際や、一般会計繰入があることによる赤字削減・解消計画策定の際に検討しております。

【産業文化局】

西宮市農業共済事業基金については、令和 2 年度より農業共済事業を引き継ぐ兵庫県農業共済組合へ全額移管します。

西宮市中小企業勤労者福祉共済基金については、給付金のうち「短時間従業員勤続慰労金」、「永年勤続慰労金」、「退職慰労金」の支給財源として、基金積み立て及び取崩しを行っています。

さらには、災害発生時には災害見舞金の支給財源として基金取崩しを行うこととなります。

令和元年7月現在の福祉共済会員数は8,999名、基金残高は85,121千円となっており、1人あたり約9,400円となっております。災害見舞金は全焼・全壊で30,000円、半焼・半壊で20,000円、床上浸水で10,000円給付することとなり、地震等大規模災害が起きた場合、基金残高を支給財源として全額賄うことができません。以上のことを勘案し、勤労福祉審議会での議論も踏まえ、今後の基金のあり方について検討を行ってまいります。

【健康福祉局】

平成30年度から始まった第7期西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画期間においては、介護保険準備基金を取り崩すことにより、現在の保険料水準に抑制しています。

今後、介護サービスにかかる事業費は増大していくことが予測されております。また、2025年だけでなく、団塊ジュニア層が高齢者となる2040年も視野に入れ、大幅な制度改正の可能性もあります。今後の制度改正の内容を見ながら、毎期の計画ごとに、給付費の伸びなどの状況に応じて、準備基金の活用方法を考えていく必要があると考えています。

(4) 特別会計に計上する人件費の範囲について

4 (指摘事項及び意見)

報告書 99 頁

【指摘事項－4】 西宮市では、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針が明確に示されておらず、特別会計の事業に関わる職員人件費を特別会計に計上している事例、一般会計に計上している事例があった。

【意見－4】 西宮市では、受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にするために、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針を明確に示す必要がある。

(総務局、市民局、産業文化局、健康福祉局、こども支援局、都市局、土木局)

(講じた措置)

【総務局】

鳴尾外財産区特別会計に係る人件費については、地方自治法第294条第2項に、「(財産区の) 財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする」ことが規定されており、財産区の負担する経費は、専ら財産区の事務に従事させるため特に置かれた職員の給料など、財産又は公の施設に関し「特に」必要とされるものに限られ、管理及び処分又は廃止に要する一切の費用ではないと解されています。このため、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止について、ある程度の事務等が生じた場合、市の事務に従事する傍ら、財産区の事務処理を行う職員人件費に関しては、特別会計には計上せず、一般会計が負担します。

集合支払費特別会計については、各課の一般会計に計上された光熱水費を庁舎管理課所管の特別会計に移すことで一括での口座引落を会計上技術的に可能とするものであるため、職員人件費に関しては、特別会計には計上せず、一般会計が負担します。

【市民局】

国民健康保険事業に係る人件費は、国民健康保険特別会計の歳出として計上し、その財源は一般会計から繰り入れております。これは国から示される「国民健康保険繰出金について」によるものであり、明確な基準により計上しております。

後期高齢者医療事業特別会計では、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針はありませんが、本市では国から示された「国民健康保険繰出金について」に準じた取扱いで行っております。今後も受益と負担の関係や事業毎の収支がより明確となるよう

努めてまいります。

【産業文化局】

特別会計に計上する人件費の範囲については、西宮市中小企業勤労者福祉共済事業では当事業にかかわる職員の人件費を特別会計で計上しております。

食肉センターにおける人件費については、指定管理者制度を導入している他市同施設においても人件費の計上方法は様々であり、受益と負担の関係を考慮した場合、食肉センターの運営に直接従事していないことから運営コストから除外すべきで、特別会計には計上するものではないと考えています。

農業共済事業については、担当職員が一般会計事務も行っており、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針を明確に示すことが困難です。

【健康福祉局】

介護保険特別会計の人件費については、国から明確な基準は示されていないため、介護保険法に規定する介護保険事務・地域支援事業のみを執行している者を、介護保険特別会計の人件費の範囲としておりますが、今後とも国や他市の動向を注視しながら市内部でも検討し運用をしてまいります。

【こども支援局】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条第2項において、特別会計の歳出は、貸付金、貸付に関する事務に要する費用、国への償還金及び一般会計への繰入金に限定されるものと規定されており、貸付事務に従事する職員の人件費は特段明記されておりません。

また、本市の母子父子寡婦福祉資金貸付業務は5名の職員で対応しておりますが、いずれの職員も他の業務との兼務であり、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計業務よりも一般会計に属する業務の割合が高いため、人件費については特別会計では計上せず、一般会計で計上しております。

【都市局】

公共用地買収事業については、担当職員が一般会計事務も行っており、特別会計に計上する人件費の範囲についての指針を明確に示すことが困難です。

【土木局】

土木局が所管する公共用地買収事業特別会計で行う業務は、一般会計で行う起業地の買収に伴う道路残地の買収や管理等の業務であり、一般会計で行う事業の割合に比して

僅少であるため、人件費について、特別会計では計上しておりません。

(5) 委託業務について

5 (指摘事項及び意見)

報告書101頁

【指摘事項－5】 「一連の契約事案」といえる複数の業務につき、片方の業務のみを競争入札にて業者選定を行い、残りの業務についても当該業者との特命随意契約を行った場合、後者の契約金額の検討結果が不透明となり、かつ「一連の契約事案」としては、入札時に選定された業者以外の業者が有利（最も安い）だった可能性も否めない。

【意見－5】 複数の業務を「一連の契約事案」と捉えることが可能な契約については、当該業務を一括した総額ベースでの見積額をもって業者選定を行うべきである。

(総務局、市民局)

(講じた措置)

【総務局】

「一連の契約事案」については、平成30年11月7日に契約課が発出した「封入封緘等を伴う印刷の発注方法の変更について（通知）」により、印刷と封入封緘等を合わせて見積合せを行い、総額が最低の価格となる業者と契約するよう改善を図りました。

【市民局】

これまでも、共通事務手引や内部通知等により事務処理をしておりましたが、指摘事項にあるような「一連の契約事案」については全庁的な内容であり、総務局より平成30年11月7日に「封入封緘等を伴う印刷の発注方法の変更について（通知）」が発出されており、これ以降はこの通知に従い事務処理をしています。

今後も共通事務手引や内部通知に従った適切な事務処理に努めてまいります。

(6) 滞納者に対する督促・徴収業務に係る情報の連携化について

6 (指摘事項及び意見)

報告書103頁

【指摘事項－6】 各担当課（国保収納課・介護保険課・高齢者医療保険課）間での滞納者に関する情報の共有が十分に実施されていないため、多くの場合催告業務や財産調査等が担当部局ごとに行われており、市全体として非効率な状況となっている。

【意見－6】 滞納整理事務の定型化・スケジュール化を進め、早期対応を確実にし、また、滞納管理システムを業務用端末として活用し、又は参照用端末を用いて滞納者情報などの活用による効率的で効果的な督促・徴収事務を早期に実現すべきである。

(総務局、市民局、健康福祉局)

(講じた措置)

【総務局】

滞納整理事務の定型化・スケジュール化については、現年度中の早期対応と、滞納繰越後の法的手続きを原則とする「標準的な債権管理モデル（初動版・執行版）」を作成し、平成31年4月に試行運用を開始しました。このモデルの本格運用予定である令和3年4月までに各課の課題を解決し、早期対応を確実に行う体制を整えてまいります。

また、滞納管理システムは平成31年より納税課と国保収納課で業務用端末として導入したところですが、今後、介護保険課などで業務用端末として導入を検討し、他の債権管理所管課においては参照用端末として活用を進め、滞納者情報を活用することで財産調査が重複しないよう、また効率的で効果的な督促・徴収事務を早期に実現してまいります。

【市民局】

国民健康保険特別会計では、平成31年1月より、滞納管理システムを一新しており、滞納者情報を納税課と共有し、活用しております。

後期高齢者医療事業特別会計では、滞納管理システムを用いて他課業務の滞納者情報を活用する等徴収事務の効率化に努めております。

今後、収納対策本部の取り組み等も踏まえ、効率的、効果的な徴収事務が行えるよう努めてまいります。

【健康福祉局】

参照用滞納管理システムについては、既に導入済みであり、令和元年度から税・国保と重複する滞納者の財産情報を活用するよう運用を始めています。

業務用滞納管理システムの導入については、令和2年度契約を目指し、予算計上に向けた準備を進めています。

高齢化の進展により対象者が増加し続ける環境の中、介護保険料収納業務においても、業務用滞納管理システム導入により「標準的な債権管理モデル」に基づく債権管理を強化することで督促・徴収事務効率化の実現に努めてまいります。

(7) 決算関係書の保存年限について

7 (指摘事項及び意見)

報告書105頁

【指摘事項－7】 決算関係書を保存年限満了後も10年以上資料として保管している特別会計がある一方、市街地整備事業特別会計では、所管部課に担当者が置かれておらず決算関係書の保存年限により廃棄され、また、農業共済事業特別会計、区画整理清算費特別会計、中小企業勤労者福祉共済事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計では、保存年限満了後の保管期間が10年未満であった。

【意見－7】 西宮市文書取扱規程に基づく文書分類表で定める各所管部署の決算関係書(文書分類表A[共通])の保存年限(1年間)と実務上の取扱いとが大きくかい離しており、保存年限満了後の資料としての保管状況も各関係部署の判断によって異なる結果となっている。文書分類表A[共通]の決算関係書の保存年限(1年間)が実務に照らして適切と言えるものであるかどうかについて検討が必要である。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

文書分類表A[共通]第5種(1年)の決算関係書に綴じる文書は、主に財政課からの決算にかかる照会に対する回答文書となります。各所管課が作成した回答文書については、文書分類表A[共通]第5種(1年)決算関係書に分類されますが、当該事務の主管課となる照会元の財政課においては、文書分類表D[財務]の分類で、第1種(永年)または第4種(3年)の保存年限としています。

文書分類表A[共通]に分類される文書は、各課共通の庶務的な文書や一般文書を明示して保存年限の共通化が図られており、同一文書であっても事務の主管課とその他の課では保存年限に差が設けられています。所管課によっては、担当者が参考資料とするため保存年限満了後に文書を廃棄せず、資料として保管期間を延長する場合もございますが、決算関係書のように当該事務にかかる主管課が一定期間保存している文書については、主管課以外の課が複数年保存する必要性が低いため、保存年限は第5種(1年)の区分に設定されています。

このことから、文書分類表A[共通]の決算関係書の保存年限を見直す必要性はな

いものと判断しますが、文書分類を誤って本来複数年保存すべき文書が1年で廃棄されることのないよう、庶務研修等を通じて文書分類表に基づく適正な文書の保管保存の周知に努めてまいります。

2. 各特別会計に関する事項

(1) 国民健康保険特別会計

8 (指摘事項及び意見)

報告書107頁

【指摘事項－8】 国民健康保険特別会計において、平成20年度から平成27年度までの「調整交付金」を過大に請求していたことにより、平成28年度に189,555千円、平成29年度には903,950千円を国へ返還した事案は、国民健康保険課による内部確認が疎かであったことにより生じた事案であるといえる。

【意見－8】 国民健康保険課が扱う業務は、市民へ直接影響するものであり、かつその影響額も多額であることを踏まえると、平成30年4月に設置された「情報システムチーム」が、保険制度内容の確認とともにこれを運用するシステムのチェックを横断的に実施する必要がある。

(市民局)

(講じた措置)

【市民局】

国民健康保険システムの一元管理のため、平成30年4月から情報システムチームを設置しております。複雑な国民健康保険制度を広く熟知した職員をチーム内に専任で複数人配置し続けることは容易ではないため、各チームから選出した担当業務に精通した職員により構成し、相互の情報連携を図ることでチェック体制の強化に努めております。

(2) 食肉センター特別会計

① 食肉センター事業の運営について

9 (指摘事項及び意見)

報告書 110～111頁

【指摘事項－9】 食肉センター事業については、昭和 63 年の西宮浜への移転以降、平成 29 年度まで、継続的に 1 億円以上の一般会計からの繰入金（公債費分を除く）が発生している。

【指摘事項－10】 和牛マスター食肉センターの稼働に関与している大手食肉加工会社は、従来、西宮市食肉センターの大口の出荷先であったが、平成 29 年 7 月頃より、同社向けの出荷が段階的に減少し、それが西宮市食肉センターの大動物処理頭数の減少に大きく影響していると考えられる。但し、大動物の他の出荷先への頭数は大きな変動はなく、処理頭数は下げ止まっており、また、小動物の処理頭数は、県下最大と変わらず、総体としては、県下最大の処理頭数を維持している。西宮市食肉センターの稼働率は、平成 28 年度まで大・小動物をあわせて 90%前後を維持していたが、和牛マスター食肉センターの稼働の影響を受け、大動物の稼働率が低下し、現在は、平成 28 年度以前と同程度の高い水準の稼働率を維持することが難しい状況となっている。

【指摘事項－11】 西宮市は「食肉センターの場合、指定管理者の独自事業や運営努力による利用数増加を求めることは、直接的には難しいと考えられます。」としており、また、事業の収支が改善されているとは言えない状況であるため、サービス内容の充実・民間事業者のノウハウ活用・コスト削減等の指定管理者制度導入のメリットが十分に生かされているかという点については、疑問が残る。

【意見－9】 毎年多額の一般会計からの繰入金が発生している状況を鑑みれば、特別会計制度の意義である「受益と負担の関係や事業毎の収支の明確化」「適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力の促進」等を再認識し、使用料の改定等により収入の向上を図るとともに、更なるコスト削減を進めることで、収支状況の改善を図る必要がある。

【意見—10】 西宮市は、第4期指定期間後の食肉センターの方向性を決定していないが、改めて、指定管理者制度による食肉センター運営を今後も長期的に継続することのメリットとデメリットを比較・考慮し、将来における食肉センターの在り方を早急に検討すべきである。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

食肉センター事業については、ガスの入札や電気の契約内容の見直し等を実施しコスト削減を図るとともに、令和元年10月より使用料等の改定を行い、収支状況の改善を図りました。

と畜事業を行っている多数の自治体では、繰入金等なしでの収支均衡が極めて困難な状況があります。食肉センターについては、平成28年度に行った調査では、出荷頭数から算出した経済波及効果額は約38億円に上り、その他にも市への納税効果、サプライチェーンからなる雇用等を創出しており、それらの効果に鑑み、本市の食肉産業を支える重要な施設と位置付けております。今後も安心・安全な食肉を安定して供給できる施設として運営をしておりますが、近隣市等の状況についても注視しつつ、調査・研究してまいります。

② 固定資産の管理について

10 (指摘事項及び意見)

報告書118頁

【指摘事項-12】 西宮市食肉センターでは工作物に係る公有財産台帳を整備しておらず、西宮市公有財産規則第45条において、常に整備しなければならないとされる公有財産台帳が網羅的に整備されていない。

【意見-11】 西宮市食肉センターは、西宮市公有財産規則第45条に基づき、工作物に係る公有財産台帳を適切に整備する必要がある。
(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

公有財産の管理については、令和元年度中に公有財産台帳を整備する予定で、改善を図ってまいります。

(3) 農業共済事業特別会計

1 1 (指摘事項及び意見)

報告書 1 2 1 頁

【指摘事項-13】 西宮市が行っている農業共済事業は、農産物共済（水稻）と園芸施設共済である。平成 29 年度の共済金支払額は前者が 4 千円、後者が 1,024 千円と少額である。

【意見-12】 西宮市単独で農業共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、規模の経済により、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。「兵庫県農業共済組合設立推進協議会」において、農業共済事業の 1 県 1 組合化に向けて、真剣な議論を行い、目標とする平成 32 年 4 月より県単位で農業共済事業を行うことができるよう、努力する必要がある。
(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

近年の異常気象や大規模災害が多発する中、兵庫県において、農業共済事業を安定的に行っていくための組織体制のあり方について調査・研究を重ねてきた結果、今後の状況変化に対応し、農業者サービスの提供を維持していくためには、兵庫県全域を対象とする 1 組合化が最も適切であるとの結論に達し、平成 29 年に「兵庫県農業共済組合(仮称) 設立推進協議会」が立ち上げられました。

その後、1 組合化の具体的な姿について協議・検討が進められた結果、令和 2 年度を目標年次とした「兵庫県農業共済組合設立に関する覚書」が平成 31 年 4 月 22 日に締結され、これにより、特別会計(農業共済事業)は令和元年度をもって廃止し、令和 2 年度より兵庫県農業共済組合が事業を引き継ぐ方針を確認しました。

(4) 区画整理清算費特別会計

1 2 (意見)

報告書 1 2 3 頁

【意見-13】 西宮市は、阪神間都市計画事業鳴尾駅周辺土地区画整理事業の清算金の交付及び徴収に際して、区画整理清算費特別会計を使用するか否かを検討し、使用する見込みがない場合には、速やかに当特別会計を廃止すべきである。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

区画整理清算費特別会計については、今後使用する見込みがないため、平成30年度末をもって廃止いたしました。

(5) 中小企業勤労者福祉共済事業特別会計

① 財政全般

1 3 (指摘事項及び意見)

報告書 1 2 4 頁

【指摘事項-14】 過去 10 年の中小企業勤労者福祉共済事業特別会計の歳入及び歳出決算額の推移をみると、財政不足を補填するために、一般会計から繰入金を繰り入れており、繰入額は過去 10 年平均で 50 百万円程度となっている。

【意見-14】 所轄課である労政課においては、一般会計からの財政補填が不要となる会員の加入率を目標値とし、その加入率向上に向けた施策を検討すべきである。また掛け金についても平成元年より月額 500 円としており、それ以降値上げを検討していない。現状の収支悪化状況においては、掛け金の値上げも検討すべきである。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

会員の加入率向上に向けて、2 名の加入促進員が、未加入事業所への資料投函、ダイレクトメール等により加入促進を行っております。

加入促進活動については、今後、民間業者への委託等を含めより効果的な方法について検討してまいります。

掛金の値上げについては、掛金の値上げを実施した場合、加入者から制度の更なる充実を図ることを求められることも考えられます。また、令和元年 5 月に加入事業所を対象にアンケートを実施し、制度の充実より掛金の維持を優先すべき回答が約 70% ありました。

これらのことを勘案し、勤労福祉審議会での議論も踏まえながら、本事業の見直しを行う中で、掛金についても検討してまいります。

② 会員数の増加

1.4 (指摘事項及び意見)

報告書 125頁

【指摘事項-15】 中小企業勤労者福祉共済の会員数を増加するための対策が必要である。

【意見-15】 中小企業勤労者福祉共済事業を安定して継続していくために会員数を増加することは必須であり、現状の加入促進活動の見直しを行うべきである。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

会員数を増加するための対策については、2名の加入促進員が未加入事業所への資料投函、ダイレクトメール等により加入促進を行っております。

加入促進活動については、今後、民間業者への委託等を含めより効果的な方法について検討してまいります。

③ 県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否

1 5 (指摘事項及び意見)

報告書 1 2 7 頁

【指摘事項－16】 西宮市の中小企業勤労者福祉共済事業は、加入事業所及び被共済者数ともに減少傾向にある。

【意見－16】 加入事業所及び被共済者数がこのまま減少し続ける場合には、西宮市単独で中小企業勤労者福祉共済事業を行うよりも、県単位で事業を行う方が、利用者満足度の向上、事業運営の効率化を達成できる可能性がある。過去の経緯に囚われず、新たな視点により、県単位で中小企業勤労者福祉共済事業を行うことの可否について検討する必要がある。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

市の中小企業勤労者福祉共済事業の給付金につきましては、県と比較しても市の方が総じて有利な内容となっていることから、県共済事業と統合して、県単位で実施することにより、市内中小企業事業者にとって、サービスの低下につながることを懸念されま

す。
また、退職慰労金の給付につきましては、市の共済への加入年数に応じて、最高10万円まで支給されますが、県では、同様の制度の退職餞別金が4年以上で、給付額は、5千円になることから、不利益が生じることとなります。

一方で、県との統合により、加入者が増加することにより取扱施設の拡大や割引率の増加などのメリットも考えられます。

県単位で実施することについては、人件費や事務費などの財政負担が軽減されることから、業務の見直しに繋がるものであり、給付内容や福利厚生事業など総合的なサービス内容が、現在の会員が引き続き加入していただける内容となるのであれば、検討に値するものと考えます。

このようなことから、今後、勤労福祉審議会等の議論を踏まえながら、本事業の見直しの1つの方策として、研究・検討を進めていきます。

(6) 集合支払費特別会計

1.6 (指摘事項及び意見)

報告書130頁

【指摘事項-17】 現在では公共料金の契約先が多様化しており、特別会計による公共料金支払事務の一元化が事務負担軽減に寄与する度合いが減少している。

【意見-17】 公共料金の予算は、発生元である各課において一般会計に計上し、予算執行もしており、支払いのみ庁舎管理課が特別会計にて実施しているが、集合支払費特別会計を廃止し、支払いも一般会計にて実施すべきある。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

集合支払費特別会計の廃止及び一般会計での支払いについては、他市の会計手法を調査し、財政課、庁舎管理課、会計課にて協議を行っております。

(7) 市街地整備事業特別会計

① 特別会計経理を行うことについての是非

1.7 (指摘事項及び意見)

報告書 133頁

【指摘事項-18】 平成 29 年度歳入歳出決算書によると、歳入歳出ともに予算実績はゼロであった。担当課の見解によると、「当該事業に係る最後の換地処分が平成 18 年に行われたため、それ以前は歳入歳出があったものと思われるが、決算関係書の保存年限を超えており詳細は不明。」とのことであった。なお、市街地整備課に担当者がおかれていないのは、歳入歳出が見込まれないことによる。

【意見-18】 西宮市特別会計条例に市街地整備事業が列挙された当時は、当該事業に伴う歳入歳出が多く発生し、一般会計と区分することにより、受益と負担の関係や収支をより明確にする意義は高かったと考えられるが、現在では、そのような意義は見受けられない。市街地整備事業特別会計については、西宮市特別会計条例の改正により、廃止することを検討する必要がある。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

市街地整備事業特別会計については、今後使用する見込みがないため、平成 30 年度末をもって廃止いたしました。

(8) 介護保険特別会計

① 一般会計からの繰入額に関して

18 (指摘事項及び意見)

報告書135頁

【指摘事項-19】 介護保険特別会計では、被保険者数の増加に伴い、(要介護)認定者数も年々増加していることで、保険給付費や、一般会計繰入額が年々増加傾向にある。なお、平成29年度における一般会計からの繰入額は4,517,949千円であるが、当該繰入額は全て法定内繰入額であり、その大半が介護給付費(3,549,112千円)である。

【意見-19】 介護保険関連の諸情報や医療関連の諸情報等を活用し、(外部機関への委託を含めた)諸分析の実施、及び当該諸分析を活かしての介護予防策(将来的に健康寿命を延ばし、要介護認定者の増加を抑制する等)を検討すべきである。

【意見-20】 介護保険事業における業務を「管理業務(=職員による判断が必要とされる業務)と作業業務(=マニュアル等に基づき、実行する業務)」とに区分し、後者の業務については外部への委託や臨時職員を活用する等、正規職員の関与度合いを低くすることで、職員給付費の抑制を図り、介護給付費以外の一般会計からの繰入額に係る削減余地がないかどうかを検討すべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

介護保険関連の諸情報や医療関連の諸情報等を活用した諸分析の実施、及び当該諸分析を活かしての介護予防策については、令和元年度より事務分掌に「保健医療福祉データの調査、分析及び活用に関すること」を追加し、健康福祉局・市民局合同で介護保険関連の諸情報や医療関連の諸情報等を活用した分析チームを結成し健康寿命関連の分析を進めております。

また、介護保険事業における業務委託については令和元年度より委託範囲を拡大し、更なる作業の効率化を図っております。

② 委託契約について

1.9 (指摘事項及び意見)

報告書139頁

【指摘事項-20】 塩瀬地域包括支援センターに係る委託料の精算に関して、委託料が運営事業の対象内経費を上回っていることから、委託料の一部が西宮市に返還されているが、運営事業に係る総収入と総支出の多寡に基づく判定によると、委託料の返還が不要であったと解釈できることから、仕様書に定める精算方法と異なる取扱いが行われていたことになる。

【意見-21】 西宮市は、委託料の精算方法について、運営法人に周知徹底するとともに、仕様書等には本来の取扱いに沿って記載すべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

委託料の精算方法については、平成30年度の委託契約より仕様書内の文言を修正し、対象内経費の精算が必須である旨を表記しました。また、運営法人への説明も明確に行い周知いたしました。

今後も、契約書および仕様書の文言は、誤解のないよう明確に表記するとともに、運営法人に周知徹底してまいります。

(9) 後期高齢者医療事業

20 (指摘事項及び意見)

報告書141頁

【指摘事項-21】 西宮市では後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成に係る兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の減額が見込まれており、これを継続するためには、一般財源を繰り入れなければならない状況となっている。

【意見-22】 西宮市では、後期高齢者医療事業において行っている人間ドック受診費用の助成を継続すべきかどうか、継続するのであれば財源をどうするのかについて早急に検討を行う必要がある。
(市民局)

(講じた措置)

【市民局】

人間ドック受診費用の助成に係る兵庫県後期高齢者医療広域連合からの補助金は、令和元年度から令和3年度まで段階的に減額が見込まれ、令和4年度以降は廃止も含めて改めて検討するとされております。

今後、一般財源からの繰入額の増大が見込まれるため、助成額の見直し等について検討してまいります。

(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

2 1 (指摘事項及び意見)

報告書 1 4 3 頁

【指摘事項-22】 西宮市では、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、個人別台帳によるシステム管理を行っているが、期中において全体の貸付金残高及び、収入未済額の個人別内訳を把握していなかった。

【意見-23】 少なくとも年度末時点においては、個人別に管理している貸付金の合計額とあるべき全体の貸付金残高との一致を確認し、貸付金の網羅性を確認する必要がある。平成 29 年度の母子父子寡婦福祉資金貸付に係る収入未済額は 34,384 千円であり、そのうちの大半が滞納繰越分 (32,311 千円) となっている。所管課である子供家庭支援課においては、安定した財源確保の観点から、債権回収率の向上について積極的に取り組む必要がある。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

平成 30 年度末時点での、個人ごとの貸付金残高の合計額とあるべき全体の貸付金残高との一致を確認しました。今後は、毎年度末時点での確認を行ってまいります。

また、債権回収については、令和元年度より、過年度滞納者への催告文書発送回数を増やすとともに、反応が無い者へは電話連絡を行うなど、回収率向上に取り組んでまいります。